

大隅肝属広域事務組合公告第9号

肝属地区清掃センター基幹的設備改良工事に係る一般競争入札の実施について

大隅肝属広域事務組合（以下「本組合」という。）が発注する肝属地区清掃センター基幹的設備改良工事に關して、下記のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和6年4月26日

大隅肝属広域事務組合
管理者 中西 茂

記

1 入札に付する事項

- (1) 件名 肝属地区清掃センター基幹的設備改良工事
- (2) 工事概要 別紙「肝属地区清掃センター基幹的設備改良工事発注仕様書（以下「発注仕様書」という。）」のとおり
- (3) 工事場所 鹿児島県鹿屋市串良町下小原3893番地8
- (4) 履行期間 令和6年6月1日から令和10年2月29日まで

2 本工事の概要

- (1) 施設規模 熱回収施設 64 t/日×2炉 計：128 t/日
流動床式ガス化溶解炉方式
- (2) 補助事業 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（廃棄物処理施設を核とした地域循環圏構築促進事業）エネルギー回収型廃棄物処理施設の改良に関する補助事業
- (3) 工事期間
事業年度 令和6年度（2024年度）から令和9年度（2027年度）の4か年
工事期間 令和6年6月1日から令和10年（2028年）2月29日まで
現地工事時期は、原則として、本施設の片炉停止期間及びオーバーホールに伴う各炉停止期間中

3 入札参加資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 令第167条の4第2項各号に規定する事実があったと認められる者にあつては、その事実があった後3年が経過していること。
- (3) 参加申請書類提出時において、組合を構成する市町（鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町）（以下、「組合構成市町」という。）から指名停止に関する規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有し、かつ、構成市町（鹿屋市、垂水市、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町）建設工事等競争入札参加資格有資格者名簿に登録されていること。
- (5) 業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (6) 地方公共団体が管理する一般廃棄物処理施設で全連続燃焼式焼却炉の基幹的設備改良工事实績を有していること。
- (7) 発注仕様書に示す工事責任者を工事期間中に配置できること。
- (8) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
 - なお、資格要件確認のため、鹿屋警察署長に照会する場合がある。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は、その支店等若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員であると認められる法人又は個人
 - エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
 - オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
 - ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

4 入札参加の申請方法及び時期

(1) 申請方法

所定の入札参加申込書に、次に掲げる書類（ア、イ）を添付して、直接又は郵便により提出するものとする。

ア 本件発注仕様書「第11節 4 技術者の選任」に示す工事責任者として選任予定となる者の経歴書の写し

イ 地方公共団体が管理する一般廃棄物処理施設で全連続燃焼式焼却炉の基幹的設備改良工事实績が確認できる書類

(2) 受付期間

令和6年4月26日（金）から令和6年5月10日（金）午後5時まで

(3) 受付場所

〒893-1604 鹿児島県鹿屋市串良町下小原3893番地8

担当課：大隅肝属広域事務組合 環境衛生課

TEL：0994-63-0168（代表）

FAX：0994-63-7714

E-mail：information@osumikimokou.jp

(4) 参加審査結果の通知

令和6年5月13日(月)に郵便で通知する。

5 質疑応答

入札公告に関する質問に対する回答書を次のとおり公表する。また、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

(1) 受付場所

前記4の(3)に同じ

(2) 受付期間

○参加資格審査に関する質問

令和6年4月26日(金)から令和6年5月10日(金)まで

○発注仕様書等に関する質問

令和6年4月26日(金)から令和6年5月10日(金)まで

(3) 回答時期

○参加資格審査に関する質問

回答については随時回答します。

回答のまとめを後日、組合のホームページにおいて提示する。

○発注仕様書等に関する質問

回答については随時回答します。

回答のまとめを後日、組合のホームページにおいて提示する。

6 現場説明

原則、実施しない(希望者は事前に組合事務局に連絡のこと。)

7 図書閲覧

本組合は、入札参加者に対する図書閲覧を次のとおり行う。図書閲覧を希望する入札参加者は、速やかに図書閲覧申込書を大隅肝属広域事務組合事務局環境衛生課に電子メールにより提出すること。なお、図書の複写及び撮影は禁止とする。また、本組合職員の立会いのもとに行うものとする。

(1) 実施期間

令和6年4月26日(金)から令和6年5月10日(金)までの平日

(2) 時間及び場所

時間：午前9時から午後5時まで

場所：肝属地区清掃センター 2階小会議室

鹿児島県鹿屋市串良町下小原3893番地8

8 入札日時及び入札場所

(1) 日時

令和6年5月16日(木) 午前10時

(2) 時間及び場所

鹿児島県鹿屋市串良町下小原3893番地8

肝属地区清掃センター 2階小会議室

9 予定価格

本事業の予定価格は後日公表する。

- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 入札保証金
入札保証金は、大隅肝属広域事務組合契約規則第2条において例によるとされている鹿屋市契約規則第6条第3号の規定により免除する。
- 12 契約保証金
契約金額の100分の10以上（ただし、大隅肝属広域事務組合契約規則第2条において例によるとされている鹿屋市契約規則第35条各号の規定に該当する場合は免除）
- 13 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者で、発注仕様書を満たす者を落札者とする。
- 14 内訳書等の提出
入札終了後に、工事費内訳書の提出を求める。
- 15 契約書作成の要否
要
- 16 入札書作成について
 - (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札書提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札書提出は1枚とする。なお、積算内訳書については、入札書の入った封筒に同封して入札すること。
- 17 積算内訳書の提出
 - (1) 入札に際して入札金額の積算基礎となった積算内訳書の提出を求める。
 - (2) 積算内訳書の記載にあたっては、1円未満に端数があるときはこれを切り捨てるものとする。
- 19 入札無効に関する事項
次の(1)から(13)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加申込書を提出していない者が入札したもの
 - (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
 - (3) 記名押印のない入札書又は記載事項を判読し難い入札書による入札
 - (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (5) 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札
 - (6) 同一事項について2通以上の入札書（他の代理人として提出する入札書を含む。）による入札

- (7) 記載した文字を容易に消字することができる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- (8) 再度入札において前回の入札の最低金額以上の金額による入札
- (9) 系列関係にある複数の者がした入札
- (10) 談合その他不正な行為があったと認められるもの
- (11) 積算内訳書の提示を求められた場合において、積算内訳書が同封されていないもの
- (12) 入札書と積算内訳書の工事名及び金額が相違するもの
- (13) その他入札に関する条件に違反したと認められる者がした入札

20 支払い条件

前金払 あり
部分払 あり

21 契約条件について

- (1) 本件に関する契約は仮契約とし、発注者が議会の議決を得たとき、本契約として効力を生ずるものとする。
- (2) 仮契約締結後、議会の議決までの間に、受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当することとなった場合又は発注者から指名停止を受けた場合は、発注者はこの仮契約を解除することができる。
- (3) 前項の規定により仮契約を解除した場合は、発注者は一切の損害賠償の責めを負わない。

22 その他

本組合が提示する資料及び回答書は、入札公告書類と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

23 問合せ先

〒893-1604 鹿児島県鹿屋市串良町下小原3893番地8
担当課：大隅肝属広域事務組合 環境衛生課
TEL：0994-63-0168（代表）
FAX：0994-63-7714
E-mail：information@osumikimokou.jp
ホームページ：https://www.http://osumikimokou.jp